

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（497）
2. 日 時：令和5年4月18日 10時00分～10時25分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、
平本安全審査専門職、上田審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他6名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（有毒 r. 5. 0）
- （2）泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（有毒-9 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の上田です。それでは時間になりましたので本日のヒアリングを開始します。本日は、泊発電所3号炉設置変更許可のうち、
0:00:10	有毒ガス防護バックフィットに係る内容です。それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:17	はい、北海道電力芝田です。前回ヒアリング審査会合を踏まえた資料の改正箇所について石谷の方からご説明します。
0:00:28	北海道電力一緒ですよろしくお願ひいたします。本日の資料ですけれども、資料1-1でまとめ資料1-2で比較表。
0:00:35	1-3 コメント回答リスト、1-4 記載適正化処理槽になります。
0:00:40	本日のご説明は、コメント回答リストと、記載適正化処理室を用いてご説明させていただきます。
0:00:48	まずですね資料1-3のヒアリングコメント回答リストをご覧ください。
0:00:52	こちらですけれども、えっとですね、第1回目のヒアリングで、コメントいただきましてパワポの記載ぶりといいますかIVのみですね、修正箇所といったコメントについては、灰色ハッチングでですね、
0:01:05	3月16日の会合でご説明済みという形で識別しております。
0:01:10	3月16日の審査会合の資料にはですね、反映できなかった1回目のコメント回答につきまして、本日メインでご説明したいなと思っております。
0:01:22	その番号で言いますと、ナンバーとヒアリングコメント回答リスト資料1-3、1-3の
0:01:28	ナンバー7、111023についてはですね審査会合資料では、反映しておらず今回初めてご説明するものとなっております。他は、3月16日の会合資料でですね、
0:01:40	に反映しているものでございます。
0:01:43	それではその反映していなかったものについてご説明いたします。
0:01:47	1-3のですねナンバー7お願ひいたします。
0:01:53	コメントNo. 7ですけども、中央制御室から半径10キロより遠方であって中央制御室から半径10キロ近傍にはですね、多量の誘導化学物質を保有する化学工場がないことを確認した根拠資料に追加することというコメントをいただいております。
0:02:09	このAとですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:11	このコメントに対する対応ですけれども、ですね具体的にどの範囲までですね、10キロ近傍で10キロより遠方であるところを、
0:02:20	どのぐらいの範囲までっていうところを示してございませんでしたので、回答の概要のところに記載してございますけれども、地方制御室から半径15キロメートル以内の範囲をですね、
0:02:30	確認して、多量の誘導化学物質を保有する化学工場がないことを確認しましたというところをですね、まとめ資料に記載しましたというところで回答とさせていただきます。
0:02:43	続いてナンバー11をお願いいたします。
0:02:46	No.114分の3ページですけれども、No.11は、えーっとですね、SAのですね体制の要因図がですね、見づらいというところで、当初はですね前回の資料では、オレンジ色の注釈でですね、
0:02:59	N何名中何人が、指示要員であって、指示要員と、現場要員というところですね、書き分けていましてちょっと見づらくて、他社がやっていないような表現であったと。
0:03:11	いうところでコメントをいただいております。
0:03:13	この11番ですけれども、
0:03:16	技術的能力1.0で再検討も踏まえまして原子力防災組織のですね体制増、見直しでございますので、この修正に合わせまして、緊急時対策所にですね、とどまる要員と、あと丸主事要員と、
0:03:29	対象要員をですね、明確に書き分けましたので、要員の整理が東海大技術課、女川と同様となりますので、増ですね。
0:03:38	図を図に囲った四角だけでですね、一次要因と、対照表ですね、書き分けるというところで、先行と同じ説明仕方と、
0:03:49	修正いたしました。
0:03:51	続いてナンバー12ですけれども、
0:03:54	中にはですね届け出情報を整理した結果について、どのように帳票確認者が根拠として代表的なものを例示して説明することというところを、をいただいております。
0:04:05	こちらでNo.7の先ほどの化学工場のですねコメントとも関係しますけれども、
0:04:10	届け出情報をですね整理した結果についての例示というコメントですけれども、
0:04:15	実際にですね開示された帳票にはですね、誘導核物質を保有する個別の事業所の名前ですとか住所が記載されて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:25	おりますので、そのまとめ資料にですね載せるっていうのはちょっと難しいのかなと考えてございまして、
0:04:31	審査いただく観点ですね、調査した内容を追認できるように、証憑にはですねどのような項目があるかというところをですね、文章で記載することといたしました。
0:04:41	追記した内容としましてはですね、コメント回答概要の括弧追記というところに書いてございますけれども、
0:04:48	具体的には、届け出情報に記載のある事業者名誘導化学物質の種類、貯蔵量、保管方法を確認し、抽出者と記載しまして、こういったですね情報からですね、
0:05:03	スクリーニング評価対象の、敷地外固定元となるかどうかをですね判断したということがわかるように修正いたしました。
0:05:12	続いて、ナンバー13に移ります。
0:05:14	ナンバー134分の4ページですけれども、
0:05:17	コメントといたしましては、消防法に基づく届け出情報から抽出した敷地外ご提言についてですね、届け出情報等という、というところで、
0:05:27	等という文字をですね書いてましてこの通りで、内訳を説明してくださいというコメントをいただいております。
0:05:34	こちらですけれども、東海第2もですね等と書いてまして、それをですね
0:05:40	比較表の方ではですねちょっと東海大の記載を貼っていなかったというところがございまして、比較表の方にもですね東海第2が同様の文章を使っているところを記載しまして、
0:05:51	我々がこの衛藤としているところはですね、その回答概要の
0:05:56	追記に記載してございますけれども、
0:05:58	その障防法にですね基づく届け出情報からは、貯蔵方法の情報がえられなかったものが一部ございまして、
0:06:05	それは液化石油ガスであったり、縮アセチレンガスというものでございましてけれども、こちらはですね高圧ガスであって、高圧ガス保安法に定める容器、括弧ボンベ等の保管されているというところで、
0:06:17	この情報をもって対象外としたというところで、届け出情報等の等というのは、液化石油ガスや液化石油ガスやアシカ節電ガスは、高圧ガス保安法でも、そもそも規制されて、
0:06:31	いてですね、ボンベ等に保管されているというところで、
0:06:34	調査調査対象該当者という考え方を江藤として示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:40	以上がですね、審査会合資料からの変更点となっております。
0:06:45	以上が、市野さんの説明とさせていただきます、
0:06:50	続いてですね続けさせていただきます1-4ですね、審査会合です ねいただいたコメントといいますか、その研ぎ。
0:06:59	コメントリストには残ってございませんけれども、やりとりを踏まえ まして、修正した箇所は2点ございますので、ご説明させていただきます。
0:07:07	市長、市野様お願いいたします。
0:07:10	資料1-4はですね、記載の適正化ですとか、東海第2以外のプラント を横に貼っていなかったというところで、こういったように入りました ということがほとんどですけれども、
0:07:20	その中で、ナンバー34をお願いいたします。
0:07:24	ナンバー34は、11分の5ページに、
0:07:27	なっておりますけれども、ナンバー34号ですね審査会合で植田さんの 後、ご指摘といいますか、発言いただきましたところですけども、
0:07:37	敷地内可動元に対して配備する全面マスクですとか、よく正座容器せず に対応する山地呼吸器等についてですね、
0:07:45	緊急時対策所ですね、そうし気象、
0:07:48	に、
0:07:50	配備することをですね、ご明記するということで、従来は緊急時対策 所とのみ書いてございましたけれども、指揮所というところをですね、 表、表中に記載しましてどこに配備していると。
0:08:02	いうところがわかるように修正してございます。
0:08:05	続いてもう1点ですけども、ナンバー何、77をお願いいたします。
0:08:14	7071分の11ページですけども、
0:08:18	こちらですね審査会合で、
0:08:21	等ですね、皆さんからですねご指摘といいますか、いただいたと、いた だいたところですけども、酸素呼吸器の予備ポンペをどこに配備するの がそもそも望ましいのかといったところのコメントでございました。
0:08:34	こちらはですね当初はですけども、緊急時対策所の待機所側にですね 予備ポンペを配備しまして、装着した、酸素呼吸器の酸素ポンペのす ね残圧が、
0:08:44	下がってくると、待機所にですね予備ポンペを通りにいく手順を整備す ることで、直接ガスの対応がですね可能と考えてございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:53	これはですね指揮所の資機材の保管スペースに余裕を持たせる観点で、待機所に配備してもですね、手順の整備で対応できるものは、待機所に配備しようという意図がですね、当初ございました。
0:09:05	しかしながら、指揮所に保管してもですね、式場の活動に制約を与えないという見通し終えたというところと、予期せずガスにですね効果的に対応をですねするという観点では、
0:09:16	すべて指揮所に配備しまして、
0:09:20	すべて指揮所に配備して縮小側にですね、予備ポンペを配備して、それで交換できるようにした方がですね、望ましいと考えまして、直接ガスに関係するものについては、すべて指揮所に配慮することと、
0:09:32	変更。
0:09:34	そういうところで、まとめ資料にもですね、
0:09:37	指揮所側に配布するところを図で記載してございます。
0:09:41	以上が第1回目のヒアリングコメント回答と、審査会合のですね議論を踏まえまして修正箇所の説明でございます。私からの説明は以上です。
0:09:52	はい、規制庁植田ですそれでは質疑に入りたいと思います。まず最初私からちょっと1件確認したいんですけど、比較表の337ページの、今話のあった、
0:10:05	本当、
0:10:06	予備ポンペの置き場所の図なんですけど、これ、酸素呼吸キー。
0:10:11	ていうのは、あれですけど、予備用の酸素呼吸器っていうのも、ここにあるんですか。
0:10:21	北海道電力の石田でございます。今のご質問は、酸素呼吸器の方の、はいよいよっていうのはここにも書いてないけどあるってことでいいんですか。
0:10:31	北海道電力の1社でございます。酸素呼吸器ホ本体のですね予備は特段配備してございませんで
0:10:39	6時間使って足りなくなった場合、時にですね、補充スルーものとして予備ポンペをですね、必要数分配備するという事で考えてございます。
0:10:51	いや、わかりました。規制庁江田ですわかりました。ありがとうございます。
0:11:09	北海道電力と一緒にするとですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:12	予備はボンベのみでして、その草野さんは呼吸器側、そのボンベをつけかえれば同じものを使い続けられるというふうに考えてございますので、
0:11:23	特にその酸素呼吸器に対してのプラスアルファを持っているというものでは現状ございません。
0:11:43	規制庁大塚です。
0:11:45	私から2点だけなんですけど、コメントリストのナンバー3関係で、比較表の145ページをお願いします。
0:12:00	コメ兵の下の※4と※5のところ直していただいているんですけど、
0:12:06	※4と※5で、同様なことを説明してるんですけどちょっと構文が違うので、ちょっと合わせていただきたいんですけど。
0:12:17	例えば、黄色い部分の発電所の脳の部分で、
0:12:21	※4の発電所の部分が、※5だと、発電所になってたり、
0:12:29	※4の小樽地区でありってところが、※5だと、石狩地区であるかっていうふうになってたり、
0:12:37	あと、文末の※4のところだと、2年が吸わないため対象外としたっていうところが、
0:12:45	※5だと。
0:12:47	調査対象範囲外であることから対象外としたっていうふうにちょっと書きぶりが違うので、ちょっとその辺をあわせていただきたいと。
0:12:56	思うんですけどいかがでしょうか。
0:12:58	はい。北海道電力の伊佐ですちょっと※4※5ですねちょっと構文が統一感がない記載となつてございましたので、どちらにどちらかに合わせるかもしくは、はい。
0:13:09	適正な公文でですね表現することとしたいと思います。以上です。
0:13:15	規制庁大塚です続きましてコメントリストのナンバー10関係で、比較表の45ページをお願いします。
0:13:33	すいません。
0:13:36	念のためちょっとマスクング箇所等で一旦止めますか。
0:13:40	てください。
0:13:42	はい。光情報の発言の方ありましたので録音を返します。私からは以上です。
0:13:56	規制庁の大野です。ちょっと何点か確認させていただきたいんですけど比較表の47ページで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	半径 15 キロまで確認させていただきましたってということなんですけれど、これこれって書く必要あるのかなと思って先行ってどこも書いてないですよねとと 2 とかは別に、
0:14:13	半径 10 キロ近傍つってその家の話も確認したけれど、
0:14:17	別に書いてないけど何かこれかくかく理由たったのかなというのを教えていただきたくても、
0:14:23	はい北海道電力の石田でございます。こちらですねコメン等のですねコメント回答リストの資料 1-3 のナンバー3 ですね、
0:14:33	その根拠として具体的な調査結果を示すこと、ちょっとこれじゃないすみません、失礼しました。
0:14:40	10 キロ医師会、石狩じゃなくて、
0:14:45	すいません。
0:14:47	ナンバー7 でございます失礼しました、No.7 のですねコメントで 10 キロ近傍には化学工場がないことを確認した根拠を資料に追加することというコメントがございまして
0:14:58	その敷地外のですねコメント。
0:15:02	ここ提言関係ですね
0:15:04	調べたっていうことをしっかりと確認できる必要があるということ、コメントをいただきましてその帳票を具体的に添付することはちょっと難しいので、具体的にどういった調査をしたというところをですね、
0:15:16	文章でお示しした方がですね、よろしいかなと考えて他社をですね、どこも書いていないものの、半径 15 キロ以内をですね、情報開示請求して確認したと。
0:15:27	いうところをちょっとお示ししたというのが、今回の記載になってございます。
0:15:57	はい、規制庁ですわかりました。あとちょっと教えていただきたくてちょっと、
0:16:01	確認なんですけれども。
0:16:04	衛藤。
0:16:05	ちょっと比較表でページ数わからないんですけども、ごめんなさいえと。
0:16:11	稼働元の立ち会いをする人っていうのは、あれなんですか。
0:16:17	要員の中には、有毒ガスで規定されてる要員の中には入っていない人がやるってことでいいんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:28	北海道電力と一緒に隙間、登用監査要員と言ってるのはS A 要員の体制図には入ってない人間が、
0:16:40	はい。
0:16:42	はいその通りハイシール要員ですとか、対処要員以外の人間が、収束活動ですとか、立ち会いを実施します。
0:16:53	規制庁の方ですわかりましたて、
0:16:57	今度比較表の 91 ページでちょっと確認なんですけど、収束活動要員の待機場所ってこれは別にもう、
0:17:03	緊対所の待機所とかじゃなくて、違う場所ってことですが全く違いましょ。北海道電力の伊佐です。具体的にどこかというのはですね、決定したものではありませんけれど、
0:17:16	緊対所とか、中央制御室には設定する予定はございません。
0:17:21	規制庁の方ですわかりました。はい。ありがとうございます。
0:17:31	規制庁のです。あとちょっと確認なんですけど 331 ページで、
0:17:36	これ、これちょっとよくわからないのが、
0:17:39	大社病院って囲まれてる。
0:17:42	ところが災害対策要員の範囲ってことですよ。
0:17:50	いや、えっとねこれちょっとよくわからないのは、一応災害対策要員が、対処要員とリンクしてるんだったら、
0:17:59	小中村崎に塗って欲しいです先行と同じように、
0:18:02	そうするとあれなんですけど重大事故等に対処する要員というその一番外側の黒枠があって、
0:18:09	それ、
0:18:11	この 12 号の運転員との関係とかがちょっとよくわからなくてですね。
0:18:24	は、北海道電力は一切でございます。重大事故等に対処する要員は、一番外側の黒枠で囲ってまして、その中には、1 号及び 2 号の運転員ですとか、
0:18:36	3 号の運転員も含まれるということになってございますけれども、誘導 9 月上の紫の対処要員はですね、愛知、1 号 2 号の運転員は特段その
0:18:46	入ってなくてですね、3 号運転員は、次の運転と運転対処要員の運転員側に含まれるということで紫と青でですね、識別している状況でございます。規制庁ですわかりました。
0:19:00	これってあれなのか災害対策要員の中 2 項 2 と比べて違うのは、
0:19:06	3 号の運転員は入ってないってことなのか。
0:19:15	災害時は災害対策要員には入ってるのか。なるほど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	わかりました。ありがとうございます。
0:19:28	これ、念のための確認なんですけど、この98名は、
0:19:34	あれなのか、この重大事故等に対処する要員が98名ってことですか。
0:19:42	北海道電力古谷でございます。
0:19:44	衛藤重大事故等に対処する要員が98名というご認識で問題ございません。
0:19:58	わかりましたありがとうございます。
0:20:12	とりあえず私から以上です。一旦、
0:20:19	原子炉規制庁宮です。今のところの、324ページでもいいと思うんだけど比較表のね。
0:20:27	これ何で夜間及び休日になってんでしたっけ。
0:20:37	北海道電力古谷でございます。夜間及び休日という記載は技術的能力の1.0の
0:20:45	図の名称に合わせているというふうに合わせてございます。
0:20:54	規制庁宮です。それは理解していて、なんでそれでいいんですかっていうだけなんです。
0:21:00	これはあくまでも初動対応要員のことを言ってると思うんだけど初動退院と夜間及び休日は何でイコールなんですかっていうのがちょっとわかんないってことです。
0:21:18	北海道電力古谷でございます。衛藤夜間及び休日に各確保してる発電所に常駐している要員を泊としては記載しました
0:21:28	その要員で初動対応を行いますので初動体制とイコールでございますので、頭脳表現は少し訂正し、訂正したいなというふうに考えてます。
0:21:42	妙ですけど多分それをやると、あっちが1.0の方も変わるのかそれでそれが変わることによって弊害がないかよく確認しないと、
0:21:52	要は、ここで有毒ガスで求めているのは、あくまでも初動対応要員なので、初動対応要員が今言われたように、夜間休日イコールなのかイコールじゃないのかっていうのは私はわかりませんので、
0:22:05	あくまでもここで言ってるのは初動対応要員がどういう体制なのかっていうところに、の図じゃないと、
0:22:12	駄目だと思うのでそこは適正化を図っていただければと思います。
0:22:16	北海道電力古谷でございます。先行審査実績である東海第2発電所の夜間休日の体制と初動体制の方。
0:22:27	もう一度確認いたしまして、適正化確認したいと思います。以上です。
0:22:34	はいお願いします私から以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:38	規制庁植田です。他に何かありますでしょうか。
0:22:46	藤事業所、秋本さん、何かありますか。
0:22:52	大丈夫です。
0:22:55	そうしましたら事業者側から何かありますか。
0:23:00	ございません。
0:23:01	はい。はい。では本日のヒアリングはこれにて終了にしたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。